

公共施設の利用に関するチェックリスト

令和５年５月８日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「５類感染症」に変更されます。これに伴い、これまでの「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、県民の皆様の自主的な取組みをベースとしたもの」に大きく変わります。

移行後の基本的感染対策は、個人や事業者の判断が基本となります。判断にあたっては次の点を参考にしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感 染 防 止 策 | | 確認 ☑ |
| マスクの着用 | マスクの着用は「個人の判断」が基本となります。  ただし、以下のような場合には注意しましょう。  1　周囲の方に、感染を広げないためにマスクを着用  しましょう。  2　ご自身を感染から守るためにマスク着用が効果的  です。 |  |
| 手洗い等の手指衛生 | 新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として  引き続き有効です。 |  |
| 換　気 | 新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として  引き続き有効です。 |  |
| 「三つの密」の回避  人と人との距離の確保 | 流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効） |  |